

## 平成28年度日立保健所後発医薬品使用促進地域協議会設置要項

### (目的)

第1条 地域の後発医薬品の使用促進に係る課題及び地域の実情に応じた環境整備に関する方策を検討することを目的に、日立保健所後発医薬品使用促進地域協議会（以下「地域協議会」という。）を設置する。

### (検討事項)

第2条 地域協議会は、次の各号に掲げる事項について必要な検討及び整理を行う。

- (1) 後発医薬品の使用に係る実情把握に関すること
- (2) 後発医薬品の普及啓発に関すること
- (3) 後発医薬品の使用促進に係る環境整備に関すること
- (4) その他後発医薬品の使用促進に関すること

### (地域協議会の構成員)

第3条 地域協議会の構成員は以下のとおりとし、構成員の中から座長（1名）を選出する。

- (1) 地域医師会の代表
- (2) 地域歯科医師会の代表
- (3) 地域薬剤師会の代表
- (4) 中核的病院の医師
- (5) 中核的病院の薬剤師
- (6) 消費者の代表
- (7) 管内市の国民健康保険主管課長
- (8) 日立保健所長
- (9) その他地域協議会に必要と認める者

### (運営)

第4条 地域協議会の構成員は、日立保健所長が招集する。

- 2 地域協議会の議事は座長が行う。
- 3 座長に事故があるときは、予め座長が指名する者が職務を代行する。

### (事務局)

第5条 地域協議会の事務局を日立保健所衛生課に置き、地域協議会の庶務を処理する。

### 付則

- 1 この要項は、平成28年7月11日から施行する。